

- 適切な支援を受けることができるよう定期的な研修・訓練の実施を促します。
- 大規模災害及び局地災害に柔軟に対応できる体制整備のため医療機関における実効性の高いBCPの策定及び止水対策を含む浸水対策を促進します。
- DMAT指定病院が行うDMATの運用や充実に向けた体制の整備を支援し、DMATチーム数の拡充を図ります。なお、都道府県DMAT（仮称）の養成について、国や他県の状況を注視しつつ、検討します。また、新興感染症の発生・まん延時に活動可能なDMAT隊員の養成を実施します。
- DPAT隊員の養成と技能向上を推進します。
- 県・二次保健医療圏ごと等に多職種による災害医療コーディネート体制を整備します。
- 災害時医療の提供に当たり、保健医療活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社や国立病院機構の救護班、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、管理栄養士、DPAT等をいう。以下同じ。）の活動調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う体制について、検討します。
- 大規模災害発生に備え、他都道府県からの保健・医療・福祉関係者の受援等を調整し、被災地における保健所機能を高めるための体制整備を進めていきます。
- 災害急性期を脱した後の避難所等被災者に対して感染症のまん延防止、衛生面のケア、要支援者へのサポート、メンタルヘルスケア等に関して、保健所を中心とした健康管理体制を強化します。

目 標 値							
項 目	現 状 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
DMATチーム数	29 チーム	29 チーム 以上	29 チーム 以上	29 チーム 以上	29 チーム 以上	29 チーム 以上	29 チーム 以上
新興感染症研修に受講したDMAT隊員数	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	11 人	12 人
DPAT隊員登録者数	124 人	134 人	134 人	144 人	144 人	154 人	154 人
病院におけるBCP策定率	45%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
地域災害医療コーディネーター数	26 人	28 人	30 人	32 人	34 人	36 人	38 人
災害時小児周産期リエゾン委嘱者数	28 人	33 人	38 人	38 人	38 人	38 人	38 人

[DMATチーム数：県医療政策課「山形DMAT隊員登録者名簿調べ」]

[DPAT隊員登録者数：県障がい福祉課調べ]

[BCP策定率：厚生労働省「医療施設の浸水対策等に関する調査」、県医療政策課調べ]

[地域災害医療コーディネーター数：県医療政策課調べ]

[災害時小児周産期リエゾン認定者数：県医療政策課調べ]

### 目指すべき方向を実現するための施策

- ・ 県は、「災害医療対策会議」を必要に応じて開催し、災害時における医療提供体制の充実強化について、協議・検討します。
- ・ 県は、県内外での発災に備え、県災害医療統括コーディネーターや地域災害医療コーディネーターを中心に、県全域での「災害医療コーディネート連絡調整会議」や地域ごとの「地域災害医療連絡調整会議」を開催し、山形大学医学部附属病院、各災害拠点病

## ■ 災害時医薬品等の供給体制の整備

### 《現状と課題》

- ◆ 県は、大規模災害発生時における医薬品等の確保及び供給を図るため、県医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の供給に係る協定」を締結（平成20年度）しています。
- ◆ この協定に基づく医薬品等の具体的な供給方法として「災害時医薬品供給等活動要領」を定め、災害発生直後の次の段階で必要とされる広範な医薬品等を迅速かつ的確に供給するための体制を整備しており、医薬品等は、市町村から県への供給要請を受け、協定に基づき県から県医薬品卸業協会等に供給要請し、この供給要請に基づき各協会の地区営業所から市町村の一次集積所や医療救護所に搬送されます。
- ◆ また、これらの医薬品等を災害時に円滑に搬送するために、医薬品卸業者等の運送車両について、災害時緊急通行車両の事前届出の受付を行っています。
- ◆ 平成23年に発生した東日本大震災においても、医薬品の供給について広域支援の重要性が認識されており、大規模災害発生後に必要とされる医薬品等について、被災の状況や医療救護活動のニーズに併せた供給体制を引き続き整備していく必要があります。

### 《目指すべき方向》

- 災害時に必要とされる医薬品及び医療機器が、医療救護所等に速やかに供給される体制を引き続き強化します。

項目	目標値						
	現状 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
市町村からの医薬品等の供給要請に対する供給率 (災害時医薬品等供給業務訓練時に確認)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

[県健康福祉企画課調べ]

### 目指すべき方向を実現するための施策

- ・ 県は、県医薬品卸業協会と連携し、災害時の医薬品等供給訓練を定期的を実施するとともに、県内だけでなく近隣県を含む広域的な医薬品卸業者相互の連携強化を図り、災害時における被災地への必要な医薬品等の速やかな供給体制の確保に努めます。
- ・ 県は、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の搬送車両の更新等、災害時緊急通行車両の事前届出を推進します。
- ・ 県及び県薬剤師会は、災害薬事コーディネーター制度の導入へ向け検討を行っていきます。